令和5年 月 日

多摩市長 阿部 裕行 殿



## 多摩市公契約審議会 会長

多摩市公契約審議会からの答申(令和6年度労務報酬下限額等)について (その1)

多摩市公契約条例第7条第2項の規定により、令和5年5月23日付5多総総第230号で諮問のありました事項について、多摩市公契約審議会委員全員の一致の意見として、下記のとおり答申する。

なお、労務報酬下限額については、経済・雇用への影響等を踏まえ、諸般の事情を考慮 し設定したものである。

記

## 答申内容

- 1 令和6年度における労務報酬下限額(多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する額及び多摩市公契約条例第7条第1項第2号に規定する額)について
  - (1) 多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する額(別紙1) 従前どおりの考え方に基づき、令和5年10月1日時点の公共工事設計労務単価の 90%とする
  - (2) 多摩市公契約条例第7条第1項第2号に規定する額(別紙2)
    - ① 多摩市公契約条例第5条第2号から第4号に規定する委託・指定管理協定労働者等

業務内容等に応じた複数の下限額設定を行うものとする。

② 多摩市公契約条例第5条第1号に規定する業務のうち、別紙1の労務報酬下限額 が適用されない労働者等

市場の賃金実態等を勘案し、円とする。

- 2 多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する割合について 職種ごとの総労働時間を基礎とする80%以上とする。
- 3 その他多摩市公契約条例に係る重要事項について

多摩市公契約条例施行規則第3条第1項に規定する委託及び同条第2項に規定する 指定管理協定で令和5年度に対象としている事業については、令和6年度も引き続き 対象とする。

## (別紙1)

多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する額

(※ 令和5年10月1日時点の公共工事設計労務単価の90%)

〔単位:円(1時間当たり)〕

職種	下限額	職種	下限額
特殊作業員	3, 005	高級船員	3, 758
普通作業員	2, 690	普通船員	2, 982
軽作業員	1, 890	潜水士	5, 097
造園工	2, 678	潜水連絡員	3, 702
法面工	3, 410	潜水送気員	3, 600
とびエ	3, 365	山林砂防工	3, 263
石工	3, 330	軌道工	5, 862
ブロックエ	3, 105	型わく工	3, 095
電工	3, 240	大工	3, 105
鉄筋工	3, 263	左官	3, 320
鉄骨工	2, 982	配管工	2, 892
塗装工	3, 522	はつり工	3, 072
溶接工	3, 645	防水工	3, 690
運転手 (特殊)	3, 117	板金工	3, 455
運転手 (一般)	2, 520	タイル工	* * * *
潜かん工	3, 612	サッシエ	3, 263
潜かん世話役	4, 490	内装工	3, 353
さく岩工	3, 825	ガラス工	3, 230
トンネル特殊工	3, 488	建具工	* * * *
トンネル作業員	3, 027	ダクトエ	2, 915
トンネル世話役	4, 107	保温工	2, 825
橋りょう特殊工	3, 545	建築ブロック工	* * * *
橋りょう塗装工	3, 522	設備機械工	2, 858
橋りょう世話役	4, 152	交通誘導警備員 A	2, 015
土木一般世話役	3, 252	交通誘導警備員 B	1, 745

## (別紙2)

多摩市公契約条例第7条第1項第2号に規定する額

〔単位:円(1時間当たり)〕

適用範囲	業務内容	下限額
多摩市公契約条例第5条第 1号に規定する業務のう ち、別紙1の労務報酬下限 額が適用されない労働者等 ※ 工事における熟練労働 者以外の者	別紙1の職種に係る業務	
多摩市公契約条例第5条第2号から第4号に規定する 業務の労働者等 ※委託・指定管理協定等の 業務に従事する者	公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務	
	街路樹の維持管理業務 (街路樹等の補助作業員を除く)	
	下水道管渠清掃等業務(補助作業員を除く) (下水道管渠内における清掃業務及びこれに伴う準備・片付け業務)	
	可燃物等の収集運搬業務	
	学校給食センター調理等業務委託	
	学校給食配送業務委託	
	学校給食配膳業務委託	
	上記以外の業務・指定管理協定	